

春日部市防犯カメラ等の設置及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日部市防犯のまちづくり推進条例（平成20年条例第2号）第3条に規定する基本理念に基づき、市が公共の場所に設置する防犯カメラ等の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ等 防犯カメラ、録画装置、モニターその他関連機器により構成され、撮影し、及び録画することができる監視装置をいう。
- (2) 画像等 防犯カメラ等によって撮影され、又は録画された画像及び音声をいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園その他不特定多数の者が自由に往来し、又は出入りする場所をいう。

(個人情報の保護)

第3条 市長は、防犯カメラ等の設置及び管理に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第17号）の定めるところにより、個人情報の保護のための適切な措置を講ずるものとする。

(設置目的)

第4条 防犯カメラ等の設置目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共の場所における犯罪の未然防止及び抑止並びに犯罪発生後の事件の解明
- (2) 市民の日常生活における安全確保
- (3) 自転車の放置の抑止による歩行者の安全確保及び車両交通の円滑化
- (4) ごみの不法投棄、違法な立看板の設置等の抑止による環境の保全

(管理責任者等)

第5条 市長は、防犯カメラ等の適正な設置及び管理を図るため、防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、市民生活部くらしの安全課長とする。
- 3 管理責任者は、画像等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の画像等の安全管理を図るため、必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理責任者は、くらしの安全課の職員のうちから、防犯カメラ等の設置及び管理に関す

る事務に従事する者（以下「取扱者」という。）を指名する。

5 取扱者は、管理責任者の指揮監督を受け、防犯カメラ等の設置及び管理に関する事務を行う。

6 管理責任者は、取扱者以外の者に画像等の閲覧の操作等をさせてはならない。

（協議）

第6条 市長は、防犯カメラ等の設置、管理その他必要な事項について、春日部警察署その他関係団体と協議しなければならない。

（防犯カメラ等の設置等）

第7条 市長は、防犯カメラ等を設置しようとするときは、あらかじめ当該防犯カメラ等の設置場所、設置台数、稼動開始日その他必要な事項を告示しなければならない。告示した事項を変更したときも同様とする。

2 市長は、防犯カメラ等の設置を周知するため、防犯カメラ等の設置箇所に、標識等により当該防犯カメラ等が作動中である旨及び設置者が市である旨を表示しなければならない。

（防犯カメラ等の稼働時間）

第8条 防犯カメラ等の稼働時間は、原則として24時間とする。

（画像等の保存）

第9条 画像等の保存期間は、原則として30日以内とし、保存期間を経過した画像等は、自動的に上書き消去するものとする。

（画像等の閲覧等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、画像等を捜査機関（警察又は検察をいう。以下同じ。）に閲覧させ、又は提供することができる。

（1）市民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

（2）法令に基づく手続により捜査機関から照会等を受けた場合

2 画像等の閲覧等は、管理責任者又は取扱者の指定を受けた者が管理責任者又は取扱者が指定した場所で行わなければならない。

3 管理責任者又は取扱者は、画像等の閲覧等を行ったときは、春日部市防犯カメラ等運用記録簿（別記様式）に必要な事項を記録しなければならない。

（画像等の閲覧及び提供の制限等）

第11条 市長は、法令に基づく場合を除き、設置目的以外の目的のために画像等の情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、法第69条第2項の規定により、画像等の情報を他

の実施機関等において利用させ、又は他の官公署等に対して提供することができる。

(禁止行為)

第12条 何人も、防犯カメラ等を用い、特定の場所の監視及び特定の者の追跡的な監視をしてはならない。

(維持管理)

第13条 市長は、防犯カメラ等を適正に維持管理するため、必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第14条 管理責任者は、防犯カメラ等の設置及び管理に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(春日部市防犯システム運営要綱の廃止)

2 春日部市防犯システム運営要綱（平成30年3月23日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別記様式（第10条関係）

春日部市防犯カメラ等運用記録簿

[illegible]